

岩手県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成21年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 岩手郡雫石町南畑（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。